

第5章 計画の推進体制と進行管理

1. 計画の推進体制

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、学校をはじめ、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、家庭、地域、企業等との連携・協働により取り組んでいきます。

2. 計画の進行管理

計画の実現のため、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証を行います。年度ごとに実施状況や事業の進捗状況の把握・評価を行った結果については、ホームページ等を通じて公表します。

